

# 支援情報

(平成30年7月6日からの大雨による生活支援情報)

市町村	朝倉市
TEL	0946-22-1111
FAX	0946-22-1118
URL	<a href="http://www.city.asakura.lg.jp/">http://www.city.asakura.lg.jp/</a>

新着内容  
「更新NEW!!」

※支援内容中、青字で表記されているものは、pdfファイルや外部リンクに移動します。

分野	支援内容	連絡先
り災証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年7月豪雨により被害を受けた方に対し、「り災証明書」「被災証明書」の申請書受付を平成30年7月12日より本庁税務課・朝倉支所窓口・杷木支所窓口にて実施しています。</li> <li>○ 「り災証明書」とは、地震や大雨などの災害によって住家(※)が被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて被害認定(住家の被害認定基準)を行い発行する証明書です。</li> <li>※ 現実に居住のために使用している建物です。(別荘や居住していない実家等は該当しません。) 「被災証明書」とは、地震や大雨などの災害によって被害を受けた事実を証明する証明書です。</li> </ul>	税務課 0946-28-7563  <a href="mailto:zeimu@city.asakura.lg.jp">zeimu@city.asakura.lg.jp</a>
衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大雨による土砂・流木の受け入れについて</li> <li>○ 受入開始日時                    午前9時から午後5時まで 当分の間</li> <li>○ 受入場所                            【土砂】(甘木地域)あまぎ水の文化村スポーツ広場(朝倉市矢野竹1664) (朝倉地域)石成公園(朝倉市石成564-2) (杷木地域)林田工業団地(朝倉市杷木林田1258-5) <u>(地図)</u></li> <li>    【流木】(甘木地域)あまぎ水の文化村 第1駐車場(朝倉市矢野竹1697) ※毎週日曜日は閉鎖日となります。 <u>※各区が指定した置場があれば、そちらでも可能です。</u></li> <li>○ 分別の仕方                        【土砂】災害ゴミ(ガレキ等)が混入しないよう事前に分別をお願いします。土のう袋は受け入れできませんので、土砂を詰めている場合は各自で車から降ろす際に袋から出させていただきます。     【流木】土がついている場合は、できるだけ土を落としてから持ち込んでください。     建具等の木材につきましては、災害ゴミとして指定の場所へお願いいたします。</li> </ul>	【土砂関係】都市計画課 0946-28-7581  <a href="mailto:toshi-seibi@city.asakura.lg.jp">toshi-seibi@city.asakura.lg.jp</a>  【漂着ゴミ関係】環境課 0946-23-1153  <a href="mailto:kankyo@city.asakura.lg.jp">kankyo@city.asakura.lg.jp</a>  【農地内漂着ゴミ関係】 農業振興課 0946-52-1427  <a href="mailto:nousin-kanri@city.asakura.lg.jp">nousin-kanri@city.asakura.lg.jp</a>
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道</li> <li>○ 下水道に接続をしている家庭について 現在は通常通り使用可能です。</li> <li>○ 浄化槽を設置している家庭について 浄化槽設置の家庭は浄化槽やその放流先の状況を確認の上使用をしてください。 ※不具合が見つかった場合、市設置型浄化槽もしくは市へ寄付をされた浄化槽を使用されている家庭(市へ使用料をお支払されている家庭)は市下水道課へご連絡ください。 ※個人で浄化槽を設置されている家庭は、保守点検を委託されている業者へご連絡ください。</li> <li>○ 豪雨災害により新たに浄化槽の設置や下水道加入を考えている家庭について 市下水道課までご相談ください。</li> </ul>	下水道課 0946-22-1119  <a href="mailto:gesui@city.asakura.lg.jp">gesui@city.asakura.lg.jp</a>

分野	支援内容	連絡先
農林漁業  <b>更新→ NEW!!</b>	<p>●農業機械・施設災害復旧支援事業（2次要望）について</p> <p>○平成30年7月豪雨により被害を受けた農業機械・施設（パイプハウス、トラクター等）の修繕及び再取得について、国及び県の事業により支援を行います。</p> <p>○補助対象者 農業用機械・施設が平成30年7月豪雨により被災した旨の証明を受けた農業者</p> <p>補助の内容 ①被災した農業用機械の修繕・再取得 （例：トラクター、コンバイン、田植機、SS等） ②被災した農業用施設の修繕・再取得 （例：農業用ハウス、附帯施設、果樹棚等）</p> <p>補助率 ①農業用機械の修繕・再取得に必要な事業費（消費税抜き）の5／10以内 ②農業用施設の修繕・再取得に必要な事業費（消費税抜き）の8／10以内</p> <p>補助を受けるための主な要件 コストの縮減など、農業経営の改善に係る成果目標を設定する必要があります。 取り組みについては、平成30年度内に完了する必要があります。</p> <p>○事業要望受付 期限：平成30年10月17日（水）まで 場所：朝倉市役所農業振興課（朝倉支所内） 備考：事業内容の聞き取り、要件の確認等を行います。 取り組み内容の見積書が必要です。</p> <p>○詳しくは、市農業振興課へお問い合わせください。</p>	農業振興課 0946-28-7863 <a href="mailto:nousin-einou@city.asakura.lg.jp">nousin-einou@city.asakura.lg.jp</a>

分野	支援内容	連絡先
農林漁業	<p>●「被災証明書」(農業関係)について</p> <p>平成30年7月豪雨により農業施設機械(パイプハウス、トラクター等)の被害を受けた方に対して、「被災証明書」を発行します。農業関係における「被災証明書」とは、豪雨等の災害により被災した農業施設、農業機械等の被害を証明するもので、今後、農業関係の補助事業等を実施する際に必要となってくるものです。市による被災施設調査等により、その確認した事実に基づき発行する証明書です。</p> <p>○証明書の交付まで 「被災証明申請書」を受付後、現地確認を行いその調査に基づき「被災証明書」を交付します。 ☆現地確認及び証明書の発行は、後日になります。 申請受付当日には発行できませんので、ご了承ください。</p> <p>○被災証明申請書の受付 受付時間: 8時30分から17時15分まで 受付場所: 市役所朝倉支所 農業振興課</p> <p>○申請に必要なもの ・印鑑 ・本人が確認できるもの(運転免許証等) ・被害の状況がわかる写真</p> <p>※平成29年7月九州北部豪雨に係る証明書の受付は、平成30年5月31日(木)をもって終了しています。 やむを得ない理由や、その他特別事由がある方については農業振興課へお尋ね下さい。</p>	<p>農業振興課 0946-28-7863 <a href="mailto:nousin-einou@city.asakura.lg.jp">nousin-einou@city.asakura.lg.jp</a></p>
福祉関連	<p>● 介護サービス利用者負担額の減免</p> <p>○ 大雨災害により、全壊・半壊・床上浸水など、住宅に損害を受けた場合に、介護サービス利用者負担額を減免できる場合があります。</p> <p>○ 介護保険施設の入所者又は扶養義務者が、災害等により所得に著しい変動が生じたため費用の1割または2割の自己負担が困難となった場合は、保険者が自己負担を減額又は免除する制度があります。</p> <p>● 社会福祉施設の入所費用の減免</p> <p>○ 養護老人ホームの入所者又は扶養義務者が、災害等により負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合には、当該年の収入に基づいて費用徴収額を決定することができます。</p>	<p>介護サービス課 給付育成係 0946-28-7586 <a href="mailto:kaigo@city.asakura.lg.jp">kaigo@city.asakura.lg.jp</a></p> <p>介護サービス課 高齢者支援係 0946-21-9650 <a href="mailto:kaigo-sien@city.asakura.lg.jp">kaigo-sien@city.asakura.lg.jp</a></p>

分野	支援内容	連絡先
税金等の減免	<p>●国民健康保険税の減免 平成30年7月豪雨により、全壊・半壊など、住家等や家財又は事業に損害を受けた場合で、平成29年の合計所得金額が1000万円以下の方については減免できる場合があります。</p> <p>●後期高齢者医療制度の保険料の減免等 平成30年7月豪雨により住宅や事業に著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料の減免制度があります。 ○対象・・・後期高齢者医療保険の被保険者で、被災され、次のいずれかの条件に該当する人 (1)住宅の被害が床上浸水以上の場合 必要書類・・・災証明書、固定資産評価額のわかるもの、建物保険の補てん資料、家財保険の補てん資料 (いずれもコピー可) 申請期限・・・災証明書を持参の上、すみやかに申請をしてください。(保険の補てん資料は後日提出可)</p> <p>(2)収入が事業などの休廃止や著しい損失、失業等によって著しく減少した場合 ※平成30年中の世帯主と被保険者の総所得を合わせた金額が300万円以下かつ、同所得が平成29年中と比較して30%以上減少していること 必要書類・・・平成30年分の確定申告書(写し)など 申請期限・・・平成30年分の確定申告後、平成31年3月29日までに申請してください。</p> <p>○申請場所・・・市役所本庁保険年金課、朝倉支所市民窓口、杷木支所市民窓口</p> <p>●後期高齢者医療制度の一部負担金の減免について 過去一年以内に、災害等の特別な事情により、一時的に一部負担金(病院の窓口で支払う本人負担分)の支払が困難と認められる場合には、申請により一部負担金の減免や支払猶予が受けられる場合があります。詳しくは、後期高齢者医療係までご相談ください。</p>	<p>保険年金課 国民健康保険係 0946-28-7558</p> <p>保険年金課 後期高齢者医療係 0946-28-7557 <a href="mailto:honen@city.asakura.lg.jp">honen@city.asakura.lg.jp</a></p>
	<p>●介護保険料等の減免 ○介護保険料の減免 大雨災害により、全壊・半壊・床上浸水など、住宅に損害を受けた場合に、保険料を減免できる場合があります。</p>	<p>介護サービス課 資格認定係 0946-28-7585 <a href="mailto:kaigo-sikaku@city.asakura.lg.jp">kaigo-sikaku@city.asakura.lg.jp</a></p>
子ども・教育関連	<p>●学童保育所 平成30年7月の大雨により被災した児童が学童保育所に入所している場合は、学童保育料を減免できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。 ○減免額 　　《全壊・大規模半壊》保育料の全額 　《半壊・床上浸水》保育料の半額 ○申請方法 　各学童保育所に置いている申請書に必要事項を記入の上、各学童保育所に提出</p>	<p>子ども未来課 子育て支援係 0946-28-7568 <a href="mailto:kodomo@city.asakura.lg.jp">kodomo@city.asakura.lg.jp</a></p>

分野	支援内容	連絡先
生活支援関連	<p>● 税証明書などの発行手数料の減免措置 被災者の方が、税証明書などが必要な場合、り災証明・被災証明の提示があれば手数料を免除します。り災証明が提示できない場合も、転入前・転出後住所を確認し、り災が確認できれば免除します。</p>	<p>税務課 0946-28-7563 <a href="mailto:zeimu@city.asakura.lg.jp">zeimu@city.asakura.lg.jp</a></p>
	<p>● 証明等手数料の減免（生活再建のための証明等） ○ 住民票等の発行手数料の減免措置 被災者の方が本市の住民票などが必要な場合、り災証明・被災証明の提示があれば、手数料を全額減免。 (住民票、戸籍、印鑑証明など)※印鑑登録証がない場合は、本人確認の上、再登録が必要。</p>	<p>市民課 0946-22-1113 <a href="mailto:shimin@city.asakura.lg.jp">shimin@city.asakura.lg.jp</a></p>